

平成30年度下半期及び令和元年度上半期 公文書公開の実施状況

(1) 公文書公開請求件数

年度	請求 件数	公開	一部 公開	非公開	却下	不存在	取下げ
平成30年度	73	27	34	2	0	3	7
上半期	51	20	24	1	0	2	4
下半期	22	7	10	1	0	1	3
令和元年度	28	18	6	1	0	2	1
上半期	28	18	6	1	0	2	1
下半期	—	—	—	—	—	—	—

【参考】過去5年間の公開請求件数

年度	請求 件数	公開	一部 公開	非公開	却下	不存在	取下げ
平成26年度	25	13	8	0	0	4	0
平成27年度	29	14	8	0	0	3	4
平成28年度	28	12	15	0	0	1	0
平成29年度	48	25	13	1	0	7	2
平成30年度	73	27	34	2	0	3	7

(2) 実施機関別の公開請求状況

実施機関	平成30年度 (下半期)	令和元年度 (上半期)	内訳
市長	14	12	総務部 10件、企画政策部 2件 市民協働部 4件、健康福祉部 1件、 産業建設部 5件、上下水道部 4件
議会	1	1	
教育委員会	6	11	
選挙管理委員会	0	0	
公平委員会	0	0	
監査委員	0	0	
農業委員会	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	
公営企業管理者	0	3	
消防長	1	1	
合計	22	28	

(3) 主な請求内容

	請求内容	件数	内訳
1	教科用図書採択協議会関係	10	学校教育課 10件
2	工事関係	10	下水道課 4件、上水道課 3件、総務課 1件 環境課 1件、学校教育課 1件
3	入札・契約関係	3	財政課 2件、学校教育課 1件
4	指定管理関係	3	環境課 2件、スポーツ課 1件

(4) 非公開情報の適用状況（市情報公開条例第5条関係）

請求内容	平成30年度 (下半期)	令和元年度 (上半期)	内容
第1号 法令秘情報	0	0	
第2号 個人に関する情報	8	4	氏名、住所、生年月日、電話番号、口座情報、 学校名、印影等
第3号 法人等に関する情報	4	4	事業内容、見積もり業者名、担当者電話番号、 損害額、印影等
第4号 犯罪捜査等情報	0	0	
第5号 意思形成過程情報	1	1	法律相談内容、生徒指導資料等
第6号 事務事業執行情報	0	0	

※複数の非公開理由となる公文書があるため、請求件数と一致しません。

(5) 審査請求件数

年度	審査請求 件数	審査会 諮問	容認	一部容認	棄却	却下	取下げ
令和元年度	0	1	0	0	1	0	0
(平成30年度)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

【参考】過去5年間の審査請求件数

年度	審査請求 件数	審査会 諮問	容認	一部容認	棄却	却下	取下げ
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	1	0	0	0	0	0	0

非公開理由の根拠となる市情報公開条例第5条については、以下のとおりです。

(公文書の公開義務)

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により、従う義務のある主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 市の機関及び国の機関並びに他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ